

身を守る行動を

人命に関わる災害や弾道ミサイルの飛来などに備えて、アラートの試験放送を定期的に行っています。FM あすも専用ラジオを設置して、身を守る行動につなげましょう。

Jアラートについての問い合わせ
消防本部 防災課 ☎ 5913

FM あすもについての問い合わせ
広聴広報課 ☎ 8182

Jアラートの試験放送を定期的に行っています

市は、弾道ミサイルの飛来や大規模な災害などに備えて、国からの緊急情報を知らせる全国瞬時警報システム（Jアラート）の試験放送を定期的に行っています。

11月は、国による全国一斉情報伝達訓練を14日①11時から、市の試験放送を22日②14時10分から行います。市の試験放送は、今後、毎月第4③の同時刻に実施していきます。

Jアラートで自動起動する「FM あすも専用ラジオ」

市はJアラートを受信できる「FM あすも専用ラジオ」

を全世帯・全事業所に貸し出しています。Jアラートを受信すると、専用ラジオのスイッチが自動で入り、音量が最大になります。正しく動作しているかを確認してください。自動起動後、緑のボタンを押せば、放送前の状態（音量が戻る、放送が止まる）に戻ります。

緊急地震速報や避難勧告などの人命にかかわる緊急情報を伝達する場合も、専用ラジオは自動で起動します。いつでも放送を受信できるように、専用ラジオを各家庭や事業所に設置し、身を守る行動につなげてください。

11月のJアラートによる自動起動放送

①国の全国一斉情報伝達訓練

11月14日 火 11:00

*放送内容…「これは、Jアラートのテストです」

②市の試験放送

11月22日 水 14:10

*放送内容…「これは、Jアラートのテストです」

*今後、毎月第4③ 14:10に放送します

FM あすも専用ラジオ

単3電池4本で約48時間駆動します。停電など非常時に備えて電池を入れ、電源プラグをコンセントにさしておきましょう。



Point FM あすも専用ラジオが聴こえづらいときは？

ラジオの電波は、天候や建物内の遮へい物などの環境に影響されます。電波を受信しやすい場所を探して、あすも専用ラジオを設置してください。番組が聴こえづらい場合は、下記に問い合わせてください。

専用ラジオについての問い合わせ ▶▶ 総務課 ☎ 8633

*全国瞬時警報システム（Jアラート）…内閣官房からの国民保護に関する情報や、気象庁からの緊急地震速報などの緊急情報を、地域衛星通信ネットワークを使用して関係自治体に送信し、住民に防災行政無線などを自動起動して伝達するシステム。FM あすも専用ラジオのほか、屋外広報マストや告知放送（藤沢地域）も連動します。

VOL.11

みんなの暮らしを便利にする マイナンバーのお知らせ



☎ 総務課
☎ 8633

1 「マイナポータル用端末」を設置しました

「マイナポータル」は、政府が運営するオンラインサービスです。子育てに関する行政手続きがワンストップできたり、行政からのお知らせが自動的に届いたりします。

利用するためには①インターネットに接続されたパソコン②カードリーダー③マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書）④4桁の暗証番号が必要です。

パソコンなどを使えない人のために▶市役所本庁舎1階「市民の室」▶一関保健センター▶各支所▶各図書館にマイナポータル用端末を設置しました。利用してください。

2 コンビニで証明書などが取得できます

「コンビニ交付サービス」は、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアで住民票の写しなどの証明書が取得できるサービスです。対象のコンビニは▶セブン-イレブン▶ファミリーマート▶ローソン▶サークルKサンクス▶コミュニティ・ストア▶ミニストップのうち、「マルチコピー機」を設置している店舗です。*神文ストアせんまや店と同藤沢店にコミュニティ・ストアのマルチコピー機を設置しています（営業時間は10:00～21:00）

証明書の種類	利用時間	対象	手数料	備考
住民票の写し	6:30～23:00 *12/29～1/3を除く	本人と本人の同一世帯分	300円	除票（転出や死亡者のもの）は取得不可。住民票コードや個人番号を載せたものも取得不可
印鑑登録証明書		本人分		印鑑登録している人だけ
所得課税扶養証明書	9:00～17:15 *④⑤⑥と12/29～1/3を除く	本人分	450円	所得の申告などを行っている人だけ。過年度分は不可
戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）と個人事項証明書（戸籍抄本）		一関市に住所と本籍があり、本人が在籍する現在の戸籍		除籍・改製原戸籍は取得不可
戸籍の附票の写し				300円

3 コンビニ交付サービスなどの利用には「電子証明書」が必要です

コンビニ交付サービスやマイナポータルの利用には「利用者証明用電子証明書」、子育てワンストップサービスの電子申請の利用には「署名用電子証明書」が必要です。各電子証明書はマイナンバーカードのICチップに搭載されます。

申請時、電子証明書の発行を希望しなかったために、電子証明書が未搭載になっている場合や、住所の変更などで署名用電子証明書が失効している場合があります。各種サービスが利用できなかったときは、本庁または各支所の市民課に問い合わせてください。

4 マイナンバーカードの交付申請

マイナンバーカードの交付を希望する人は①通知カードと一緒に同封している交付申請書を返信用封筒で郵送②パソコンやスマートフォンなどから「マイナンバーカード総合サイト」にアクセスして申請のいずれかで申し込んでください。申請期限は設けていません。

交付申請書を紛失した場合や、申請書に記載されている住所や氏名に変更があった場合は、申請書を再発行します。詳しくは本庁または各支所の市民課に問い合わせてください。